報告要旨:河森計二

## 法人の機関による保険事故招致について

北海道大学大学院 河森 計二

法人が保険契約者または被保険者である保険契約については、商法 641 条後段に 規定されている保険事故招致との関係上、だれの故意をもって保険契約者または被保 険者の故意とみなされるか問題となる。すなわち、観念的な存在にすぎない法人自身が 現実に行動して保険事故を招致することはありえないから、法人が保険契約者または被 保険者の場合に、第三者の保険事故招致をもって、個人が保険契約者または被保険 者の場合と同視して、保険会社が免責されると解すべきなのか、解されるならば、どのよう な基準で判断するのか問題となる。

従来、保険契約者・被保険者以外の第三者による保険事故招致に関して、代表者責任論という主張がとなえられてきた。すなわち、代表者責任論とは、保険の目的に関して被保険者から危険を管理する権限を委ねられた者の故意については被保険者の故意と同一のものと評価して、保険者の免責を認めるというものである。したがって、ここでいう代表者とは、法人の機関としての代表ということではなく、事実上、被保険者のために保険の対象物を管理する者をさし、そういう意味での代表者をさす。このような第三者の事故招致によって、保険者は免責されるのかが問題とされてきたのである。

第三者が保険契約者や被保険者と近い法律関係にある場合とは、たとえば、家族、使用人、代理人、あるいは法人の機関のように、保険契約者や被保険者と身分的にも契約的にも近い法律関係にある場合であり、このような場合、単に法律上、第三者であるということで保険者の免責を認めないということになると問題が生じることが予想される。つまり、保険契約者や被保険者が教唆して保険事故を招致させ、あるいは共謀して実行は第三者にさせる場合、あるいは被保険者の監督義務に重大な違反がある場合が想定されるからである。

過去の判例をみると、未成年者の法定代理人が未成年者を保険契約者・被保険者として保険契約を締結し、その後、法定代理人が事故招致(放火の教唆)をした事例において、保険者を免責にしたものがある(大審院昭和18年6月9日判決・法律新聞4851号5頁)。逆に、法人に関して被保険者たる法人の理事が自己の犯跡を隠すために放火した事例において、大審院は保険者の責任を肯定している(大審院昭和7年9月14

報告要旨:河森計二

日判決・民集 11 巻 1815 頁)。その理由として、保険者が免責となるのは、法人の理事が、法人の目的の範囲内で職務執行者としてなしたときであり、本件は、もっぱら個人たる資格によってなしたものであるから、保険者は免責とはならないとした。

一般に法人の機関の行為は法人の行為とされている。しかし、理事等が行う保険事故 招致が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律78条・177条にいう法人の不 法行為能力に関する職務を行うにつきといえるかといえば通常はいえないであろう。

しかしながら、本報告で問題とする点は、法人の理事・取締役あるいは監査役も含めて考えるとよいかもしれないが、それらの者が事故招致するような場合、保険者は免責されるかということを考えると、特に法人が有限責任である場合、問題があるように思われる。すなわち、法人の財産を考えると、法人の有限責任から観察すれば、法人の財産は法人を構成する者のみならず、その債権者にとっても意味があるものである。そうすると、特に法人のうち有限責任のもの、たとえば株式会社、合同会社などが被保険者・保険契約者である場合には、むしろ代表者責任論によって保険者を免責するのではなく、保険者有責として考えていくほうが法人契約においては妥当であるように思われる。

因みに、損害保険契約では、一般に約款において、一定範囲の法人役員の保険事故招致について保険者免責の対象とするよう定めている。たとえば、火災保険約款では、保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重過失、または法規違反によって生じた損害についてはてん補しないとしており、法定代理人については、保険契約者または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関というように定められている。

ここで取締役とは、代表取締役、業務執行取締役が事故招致すれば保険者は免責されるということであろうが、単なる取締役会の構成員にすぎない取締役はどうなるか問題である。約款の文言を素直に読むと、法人の業務を執行するその他の機関となっていることから、業務執行機関でなければならないというように読み取ることができるであろう。

このようなことを約款で掲げていれば、保険者は免責とされるのであろうが、そのような定めがない場合、一般の法人契約において、損害保険契約法改正試案でも採用されている代表者責任論を認めていくことには問題があるように思われ、被保険者または保険契約者が法人である場合には、代表者責任論とは別の枠組みのなかで保険者免責の可否が決せられるべきであり、本報告で検討するところである。